

「東京電力に関する経営・財務調査委員会」
達成すべき目標と調査の基本的な範囲について（案）

平成23年6月
東京電力経営・財務調査タスクフォース

1. 委員会として達成すべき目標

東京電力に関する経営・財務調査委員会（以下「委員会」という。）は、平成23年5月24日の閣議決定に従い、政府として原子力損害の賠償に関する法律の枠組みの下で東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）に支援を行うこととしたことを踏まえ、厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行い、それらを通じて、国民負担の最小化と電力の安定供給の確保を目指すこととする。

委員会の具体的な活動目標は以下の通りとする。

- ① 委員会の行う経営・財務調査は、原子力損害賠償支援機構法案に基づいて設置される原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）が東京電力に対する資金援助の適否を決定するに当たって実施することが想定されるデューディリジェンスに対する予備的な調査という位置づけである。東京電力の経営財務状況や賠償措置の実施の観点から対応は急を要するが、機構が行う資金援助は長期にわたることが見込まれる。こうした状況を踏まえて、委員会の行う調査は可能な限り長期的視野を踏まえた本格的なデューディリジェンスの要素を取り込んだ調査として実施する。
- ② 経営・財務調査は、東京電力の経営上の問題を幅広く明らかにすることを目指す。その際対象とする問題の範囲は、当面の遊休資産の認定など短期的な問題にとどまらないものとする。
- ③ そのうえで、国民負担の最小化と電力の安定供給の確保を達成するために、東京電力として短期的に講ずべき措置と長期的に講ずべき措置を示すこととする。すなわち、それらをあわせること

で機構が東京電力と共同して作成することとなる特別事業計画に近いものを示すことを目指す。

- ④ 長期的に講ずべき措置については、電気事業に関する制度上の問題（たとえば料金制度、競争のあり方）と不可分である場合も多いことから、委員会は制度上の問題として今後政府が議論すべきポイントを明らかにすることとする。その際、長期的かつ裾野の広い問題の全てについて、委員会のみでその全てに具体的な結論を出すことは不可能であることから、委員会は今後予想される様々な展開の劈頭に立って、その後に引き継ぐという点を意識する必要がある。
- ⑤ 問題の緊急性に鑑み、委員会の経営・財務調査は、東京電力の全面的な協力が得られることを前提に、2カ月程度を目途に完了することとし、本年9月には委員会として報告をとりまとめる。このため、経営・財務調査の実施に当たっては、タスクフォースの統轄・指揮の下で会計・法務・事業等に関する外部の専門家を活用する。

<参考>

原子力損害賠償支援機構法案における特別事業計画の位置づけ

原子力損害賠償支援機構法案では、機構が原子力事業者に対する資金援助を行う旨の決定をする場合には原子力事業者と共同して特別事業計画を作成することとしている。特別事業計画には「経営の合理化のための方策」、「経営責任の明確化のための方策」を盛り込むこととしており、また、機構が特別事業計画を作成するときには「原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行わなければならない」とされている。

2. 経営・財務調査の基本的な範囲

- ① 委員会の経営・財務調査は「委員会として達成すべき目標」を踏まえた範囲とする。すなわち、人件費の削減や不要資産の処分といった短期的に成果が見えやすい項目に加えて、長期的な設備投資のあり方、調達問題等事業全般を対象とする。

- ② 以上により、委員会の実施する経営・財務調査の範囲は、
 - (i) 短期的な資産・経費の査定
 - (ii) 長期的な国民負担の極小化に関わる事業に関する調査
 - (iii) (i) (ii) に関わる制度上の問題点の洗い出しという3つの柱をカバーすることとなる。ただし、時間的な制約から、これら3つの柱ごとに委員会が調査を通じて出す結論の具体性には差が生じうる。

以 上